

# 任意予防接種の助成

下記の予防接種について、接種料金の全額または一部を助成しています。接種を希望される方は、接種できる時期を確認し、体調がよい時に受けましょう。

**接種方法**  
任意予防接種はすべて個別接種です。医療機関へ直接予約し、接種当日に年齢と市内在住であることが確認できるもの(母子健康手帳・医療証等)を持参してください。

予防接種は、前ページの協力医療機関で接種を受けてください。協力医療機関以外での接種を希望される場合は、事前に手続きが必要ですので、予約前に健康課まで必ずご連絡ください。

問い合わせ 健康福祉部健康課(庁舎2階) ☎43-0435

## お子さんの予防接種

予防接種名	回数	対象者	自己負担額	接種方法
おたふくかぜ	1回	1歳から小学校就学までのお子さん ※過去に市の助成を受けたお子さん、おたふくかぜにかかったお子さんは対象外です。	無料	協力医療機関へ直接予約してください。

## 成人の予防接種

予防接種名	回数	対象者	自己負担額	接種方法
風しん(成人)	1回	①平成2年4月1日以前に生まれた方 ②風しん抗体検査結果が「HI法でHI価16倍以下、EIA法で陰性、判定保留またはEIA価8.0未満」の方 ※妊娠している方、妊娠している可能性がある方は接種できません。	麻しん風しん混合ワクチン＝7,000円を上限に市が助成 風しん単独ワクチン＝3,000円を上限に市が助成	健康課で接種券の交付申請後、協力医療機関へ直接予約してください。
肺炎球菌	1回	内部障害に係る身体障害者手帳をお持ちの方のうち、一度も助成を受けていない方が対象です。	無料	

※接種券交付申請時に、本人確認ができるもの(免許証、医療証等)と印鑑、風しん予防接種の対象者②は、それらに加え風しん抗体価検査結果が記載された書類、肺炎球菌予防接種対象者は、さらに身体障害者手帳を持参ください。

## 申告をしないと

**高額療養費の自己負担限度額が判定できません**  
月々の限度額を超えて医療費を支払った場合は還付されますが、申告をしていない場合は還付されないことがあります。

**国民健康保険税の軽減措置が適用されません**  
世帯の所得が一定金額以下の場合には国民健康保険税が軽減されますが、申告していない場合は所得の確認ができないため軽減できません。

ただし、次のような方は、申告の必要はありません。  
○所得税の確定申告や住民税の申告をした方  
○年末調整、所得税の確定申告または住民税の申告をした方の扶養親族になっている方  
○給与収入のみで、給与支払者から加東市に給与支払報告書が提出されている方  
○遺族年金や障害年金などの非課税所得を除く公的年金収入(厚生年金や国民年金による収入)のみの方

**申告窓口**  
市役所1階 税務課窓口  
※平成30年1月1日時点で加東市に居住されていた方に限りです。  
※平成30年1月2日以降に加東市に転入された方は、平成30年1月1日時点の住所地で申告してください。  
**申告に必要なもの**  
マイナンバー確認書類・身元確認書類・申告者の認め印(スタンプ印不可)  
※収入がある場合は必要な書類が異なります。事前に税務課までお問い合わせください。  
**問い合わせ**  
○国民健康保険税に関すること  
総務財政部税務課(庁舎1階)  
☎43・0397  
○資格・給付に関すること  
市民協働部保険医療課(庁舎1階)  
☎43・0500

**国民健康保険の加入者は毎年4月15日までに所得の申告が必要です**  
国民健康保険は所得に応じて保険税の軽減区分や高額療養費の自己負担限度額を判定するため、国民健康保険の加入者およびその世帯主(世帯主が国民健康保険に加入していない場合も含みます)は、毎年4月15日までに所得の申告が必要です。



## 加東市国民健康保険加入者向け 人間ドック受診費用助成事業のお知らせ

加東市国民健康保険加入者に対し、人間ドック受診費用を一部助成しています。

**助成対象** 次の要件を全て満たす方

- 加東市国民健康保険に加入している方
- 住民税など、市の債権に係る徴収金を滞納していない方
- 国民健康保険税を滞納していない世帯に属する方
- 人間ドック受診日の属する年度内に、まちぐるみ総合健診や個別検査での特定健康診査を受診していない方
- 受診の結果を市の特定健診に關係する事業へ提供できる方

### 加東市民病院で受診する場合

○助成金額 27,000円

- 申請に必要なもの
  - ①国民健康保険被保険者証
  - ②認印(スタンプ印不可)
  - ③届出者の本人確認書類(運転免許証等)
- 申請・助成の時期  
加東市民病院で受診を予約した後、受診日の20日前までに保険医療課で助成を申請してください。

### 加東市民病院以外で受診する場合

○助成金額(受診費用の1/2まで) 1日人間ドック 18,000円(上限)  
1泊2日人間ドック 30,000円(上限)

- 申請に必要なもの
  - ①国民健康保険被保険者証
  - ②認印(スタンプ印不可)
  - ③届出者の本人確認書類(運転免許証等)
  - ④人間ドックで支払った受診料の領収書(原本)
  - ⑤健診結果表
  - ⑥助成金を振り込む口座がわかるもの(通帳等)
- ※受診者以外の名義の口座に入金する場合は、受診者から振込先の口座名義人への委任状が必要です。
- 申請・助成の時期  
受診後に申請してください。

問い合わせ 市民協働部保険医療課(庁舎1階) ☎43・0500

## 働く世代の住宅取得を支援します

働く世代が戸建て住宅を取得するとき、費用の一部を助成します。また、子育て世帯や地元業者と契約した世帯には、上乗せして支援します。

### ◎補助金は、住宅取得の契約前に申請してください。

#### 助成の要件

- 働く世代住宅取得支援補助 助成額：20万円
  - ①申請者(配偶者がおられる方は申請者と配偶者)の前年の所得金額の合計が400万円以下であること
  - ②戸建て住宅の取得予定者とその配偶者(いる場合のみ)の年齢が、申請時点で39歳以下であること
  - ③改修費を含む戸建て住宅の取得費用が500万円以上であること
  - ④補助金交付後、取得した戸建て住宅に10年以上継続して居住すること
  - ⑤住民税など、市の債権に係る徴収金を滞納していないこと

#### 上乗せ助成Ⅰの要件

- 子育て上乗せ補助 助成額：20万円
- ①働く世代住宅取得支援補助の対象であること
- ②加東市内に事業所または支店がある業者と契約し、戸建て住宅の取得または改修工事を行うこと
- ※工事費用の2分の1以上を市内業者が請け負って工事する場合も補助の対象です。

#### 上乗せ助成Ⅱの要件

- 地元業者上乗せ補助 助成額：10万円
- ①働く世代住宅取得支援補助の対象であること
- ②加東市内に事業所または支店がある業者と契約し、戸建て住宅の取得または改修工事を行うこと
- ※工事費用の2分の1以上を市内業者が請け負って工事する場合も補助の対象です。



**申請・問い合わせ** 都市整備部都市政策課(庁舎3階) ☎43・0517

上乗せ助成Ⅰ・Ⅱは、どちらか一方でも、両方でも受けることができます。全て対象になる方は、最大50万円の助成を受けられます。ただし、助成を受けられるのは1回限りで、この制度以外に、住宅の取得・改修にかかる助成を市から受けている人は対象外です。